

業務速報

2009年度協約改訂交渉 第3回団交開催！ 労使関係について11項目を議論！

9月2日、協約・協定第3回目の団体交渉を開催し、基本協約の締結に関する労使関係についてなど、第2回団交で回答を受けて議論を行いました。

会社はこの間の主張を繰り返すのみでありました。主な議論は以下の通りです。

基本協約を締結しない理由はない直ちに締結せよ！

組合：基本協約を締結できない理由は存在しない。直ちに基本協約を締結すること。

会社：基本協約は労使が合意して結ぶものである。第三者機関でも係争中である。会社側の見解は新人事・賃金制度の根幹である主任レポート提出拒否、形骸化させるような運動をしていないことを明言すること。主任レポートの提出拒否や主任レポートを形骸化させることは少なくとも協約締結中には行わないこと。これを議事録として残すことであり基本協約を締結するための条件である。これまでと変わりはない。

組合：組合側は締結すると言ってきている。主任レポートの提出拒否も指示も今はしていない。すでに基本協約を締結する条件は満たしている。

会社：過去において貴側は、主任レポートに反対していた時期があった。議事録を結んで文書で確認することが締結条件である。

組合：現在においてはその様な事実は存在しない。締結条件は満たしている。

組合：他の組合とは同様の議事録確認は結んでいるのか。

会社：他の組合とは結んでいない。

組合：将来に亘って他の労働組合が反対しないと限らない。それが分からないのになぜ他の労働組合と議事録を確認しないのか。

会社：これまでに、主任レポートの提出を拒否をした争いが貴側にあったので、他の組合と同じ議事録を結ぶとはならない。

組合：議事録の確認をする時は全ての組合と同様に確認するのではないのか。組合によって異なる議事録はあるのか。

会社：議事録は労働組合と協議をして一致したものについて残していくものであり労働組合によって確認した議事録は違ってくる。議論をした中身が同様のものであれば同じものになる。

組合：現在において個別に労働組合と議事録を確認していることはあるのか。

会社：ある。

組合：議事録は内容が問題だ。会社の主張はかわらないのか。

会社：これまでとかわらない。

加藤誠二さんの解雇を撤回しろ！

組合：加藤誠二さんへの解雇を撤回しろ。

会社：議論しない。

組合：無罪判決が出たらどうするのか。

会社：これまで通り協約・協定に基づいて苦情処理会議を尽くしたから議論しない。

組合：苦情処理会議で議論は尽くされていない。

会社：会社は尽くされたと判断している。

組合：裁判で無罪が出たら戻すのだな。

会社：ここでは議論しない。

組合：解雇を撤回し、早期職場復帰をすること。

リニアは重要な課題組合に説明せよ！

組合：中央リニア新幹線構想について申し入れを行ったが、会社はプレス発表した内容さえも回答していない。具体的に応えるべきである。

会社：この間も会社は必要に応じて真摯に説明をしてきている。経営協議会で説明した以降の進展はない。

組合：なんら具体的回答はしていない。プレス発表したことも組合に説明していない。

会社：協約に則って説明をしている。労働協約の付議事項にないし労働組合に対し全てにおいて説明するものではない。

組合：リニア建設の進展について労働組合に説明する場を設けるべきである。葛西会長は、のぞみを半減させると言っている。経営に関わることである。合理化という項目に入るではないか。

会社：効率化の具体的なものが決まっているわけではない。労働組合には会社が必要と認めた場合に説明している。

組合：労働組合には説明の必要がないということか。

会社：この間も説明はしてきている。

組合：申し入れに対し具体的な回答はない。唯一2008年にリニア計画について説明があっただけである。

会社：その時々には会社が考え判断して説明をする。

組合：会社の経営を左右するプロジェクトでありながら労働組合に説明しないのは労働組合の軽視である。真摯に説明をすべきである。

現場長の組合活動への妨害・介入は許さない！

組合：組合の掲示に対して、掲示を「貼るな」という介入が静岡運輸区であった。調査をしたのか。

会社：事実関係について確認したと聞いている。掲示の内容については疑義があったので聞いたと報告を受けている。

組合：申し入れを受けて区長に「貼るな」と言ったのか確認していないのか。

会社：会社は施設管理権において掲示の内容について事実確認をしたと聞いている。

組合：区長が組合員に「掲示を貼るな」と言ったのが事実である。

会社：「貼るな」という事実があったかどうかは確認していない。

組合：区長が「貼るな」と言ったことが事実であり、組合への支配・介入である。最高裁判所でも不当労働行為の判決が下されているのであり真摯に反省し今後このようなことはしないこと。

会社：協約に則って対処する。

これからも職場で正当な組合活動は行う！

組合：掲示物の撤去や休憩時間のビラまきは正当な組合活動であり介入は不当労働行為である。

会社：会社は正当な組合活動に対し介入はしていない。

組合：勤務時間外の組合活動は正当な組合活動である。

会社：違う。会社には施設管理権がある。会社の許可を取ってもらえば良い。

組合：労働協約に正当な組合活動は認めるとなっているのではないか。勤務時間外の組合活動は自由であり正当な組合活動である。

会社：正当な組合活動ではない。会社が認めたものだけである。施設管理権がある。

組合：それは、講習室などのことである。会社の勝手な判断である。会社施設内では組合活動はできないということである。

会社：許可を受けてもらえばよい。

組合：職場内でのビラまきについて労働委員会で不当労働行為が認定されている。会社はその指導に従うべきである。

会社：正当な組合活動については介入していない。許可を受けてもらえばよい。

組合：労働組合の活動については協約及び労働3法において認められている。施設内においても勤務時間外であれば正当な組合活動であり今後もビラまきは行っていく。

会社：それは認められない。

最高裁決定を受け止め不当労働行為を反省しろ！

組合：会社は最高裁において不当労働行為として5回も認定されている。これを真摯に受け止めて反省すべきである。

会社：会社は最高裁の決定に従って掲示を出している。判決は認識しているが会社はこれまでも行ってないしこれからも不当労働行為はしない。

組合：「これまでも行ってない」ということは最高裁での不当労働行為の決定を認識していないということである。

会社：判決が出たという事実は認識しているが、会社はこれまでもしてないしこれからもしない。

組合：これまでもと言うことは最高裁で不当労働行為が認定されたにも関わらずその事実が無かったということか。

会社：会社の見解は述べた通りである。

組合：会社は最高裁判決に基づいて職場に張った謝罪文には「今後このような行為は繰り返さない」と書いてある。会社は書いてある文書に対し責任を持つべきである。

会社：会社の見解は述べた通りである。

労働条件の変更も団交で交渉すべきだ！

- 組合：団交の事案として運用事案も交渉事項とすべきであり、特にダイヤ改正については本部・本社間で説明すべきである。
- 会社：ダイヤ改正は基準についての変更ではない。地方で議論している。
- 組合：ダイヤ改正の大枠を本部・本社間で提案して運用は地方で議論すればよい。
- 会社：基準は変わらないのでその必要はない。
- 組合：ダイヤ改正は社員の労働条件が大きく変わるのであり本部・本社間で提案すべきであり説明ぐらいすべきである。
- 会社：そういう協約になっていない。
- 組合：団交でダイヤ改正の説明をしないというのが経営協議会などでも説明しないのか。
- 会社：その必要はない。
- 組合：経営協議会の説明事項で事業の運営について説明するとなっているのではないか。申し入れをすれば開催するのか。
- 会社：協約に基づいて判断する。
- 組合：ダイヤ改正は働く側において極めて大事なことであり本部・本社間で提案・説明をすべきである。
- 会社：基準が変わることではないので団交事案として必要ではない。
- 組合：労働条件に関する事案について本部・本社間で説明すべきである。
- 会社：その必要はない。

口答注意でも苦情処理会議を開催しろ！

- 組合：口答注意において事実関係が違う場合はどこで解決するのか。
- 会社：苦情で取り上げる内容ではない。職場の中で助役と話せばよい。
- 組合：事実関係が違う場合の口答注意の撤回はどこに申し入れるのか。
- 会社：助役にそんなことはしていないと言えよ。
- 組合：しかしそれでは口答注意は残るではないのか。
- 会社：口答注意は懲戒処分ではない。
- 組合：事実関係が違う場合はどこで議論するのか。口答注意においても苦情処理申告があれば会議を行うべきである
- 会社：注意されたことに対してそれは違いますと言えよ。そもそも事実があったから注意している。
- 組合：所長が書面を読み上げて口答注意をしている。その事実関係が違えばどこに言うのか。
- 会社：その事実はありませんと言えよ。
- 組合：口答注意がボーナスカットの事象として上がったときはその事実はどこで確認するのか。
- 会社：口答注意をされたときその事実はありませんと言えよ。
- 組合：口答注意は勤務査定の対象となるのであり事実関係が違うとして苦情申告があれば会議を行うべきである。
- 会社：協約でルールを決めているので口答注意では会議を行う必要はない。

苦情処理会議に申告者の参加を認めろ！

- 組合：苦情処理会議に申告した本人の出席を認めるべきである。
- 会社：冷静な議論ができないと考える。
- 組合：事実関係について本人が一番知っていることである。
- 会社：集団労使関係において議論している。その必要はないと考える。
- 組合：協約上労使が認めれば参加できるようになっている。
- 会社：原則的には参加するようにはなっていない。
- 組合：本人の希望があれば参加できるようにすべきである。
- 会社：本人が参加すれば冷静な議論はできない。
- 組合：会議の場で始めて聞くことが会社から出てくることがある。その時に本人に確認することが一番である。協約上労使が認めれば参加できるようになっている。
- 会社：事象ごとに判断すればよい。
- 組合：本人の希望があれば参加できるようにすべきである。
- 会社：そのような考えはない。

便宜供与する場所はある！

新幹線高架下の倉庫を整理しろ！

- 組合：東京地区に便宜供与すべき場所はないのか。東京～新橋間の高架下でいくつか倉庫として使っている所がないか。
- 会社：倉庫は必要である。
- 組合：何年も鍵が開いていない倉庫があるときいているが。
- 会社：必要だから使っている。
- 組合：廃棄すべき書類が入っていることはないのか。関西地区ではいらぬ書類を倉庫に入れて便宜供与しなかった。
- 会社：場所がないと聞いている。
- 組合：東京～新橋間の新幹線高架下にはいくつも倉庫として使われている箇所がある。
- 会社：会社は文書保存を厳格に行っているのであり倉庫は必要である。
- 組合：倉庫に保存している内容を組合に提示すべきである。
- 会社：それはしない。
- 組合：倉庫として使われている箇所を一つひとつ精査していくべきである。関西の事件があったのであり場所がないでは信用できない。
- 会社：場所は無いとの説明を受けている。
- 組合：東京～新橋間の新幹線高架下に倉庫として使われている箇所があることは間違いないな。
- 会社：どこにどれだけあるかまでは把握していないが倉庫はある。
- 組合：会社への不信感がある。場所がないというだけでは信用できない。
- 会社：調査した結果場所がないと聞いている。
- 組合：三重地区には便宜供与はしないのか。
- 会社：そういう考えはない。

以上